

第5章 計画の実現に向けて

人にやさしい施設が整備されても、すべての人にやさしいまちとして機能しないことが多く、町民の理解と協力が重要な役割を果たします。そこで、ここでは川俣町やさしいまちづくり総合計画を実現するための支援体制づくりを検討します。

①川俣町やさしいまちづくり推進懇談会の継続

本計画策定のための推進懇談会は、各種団体や民間企業の代表者や庁内関係部署課長等で構成されています。この推進懇談会を継続し、平成11年度に実施される福祉マップの作成や町民参加イベントの開催の企画・運営等の役割を果たします。

また、今後永続的に実施されるやさしいまちづくりについて、土地柄や実情を考慮しながら、川俣町をより一層やさしいまちへと導くためのチェック機構としての役割も担います。

そのためにも「川俣町やさしいまちづくり推進懇談会」の今後のあり方についても検討する必要があり、高齢者や障害者もメンバーに加えながら発展していくことが望されます。

②福祉マップの作成と普及

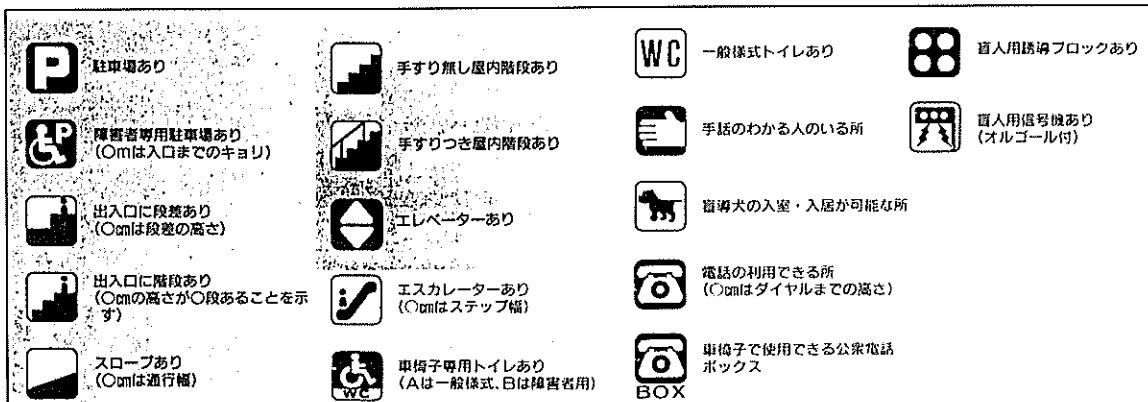
平成4年に福島県では「うつくしま、ふくしまっぷ」を作成し、福島県内市町村の繁華街地図やガイドデータ（情報）を1冊にまとめました。この中で、川俣町についても「ふくしまっぷ」が作成されていますが、その存在あまり知られておらず、有効に活用されずに今日まで経過しました。

福島県の「ふくしまっぷ」作成から6年以上が経過したこともあり、今回、町内中心部や公共施設についての川俣町独自の福祉マップを作成し、今後の生活で有効に活用できるよう町内各施設及び全戸に配布を検討します。

内容は、アンケート等からも指摘があったように、車いす利用者用駐車場のある箇所、利用できる洋式トイレの箇所、段差の解消されている箇所、オムツ交換台のあるトイレの箇所などを誰にでもわかりやすいピクトグラム（絵文字）を使用して表現します。

また、今回のやさしいまちづくり総合計画を受けて、町内各施設が次々と人にやさしい施設へと転換していくことを考慮し、定期的に福祉マップの内容を見直し、その都度変更内容を町民に広報などを通じて広く知らせることとします。

[福島県ふくしまっぷピクトグラム]



③川俣町やさしいまちづくりハンドブックの作成

やさしいまちづくりには、町民の参加・協力を欠かすことはできません。1人でも多くの人が、困っている人に対してやさしい気持ちで介助することができるよう、その適切な介助方法や、やさしいまちづくりの内容・今後の展開について理解できるように講習会を実施します。

講習会では車いす体験、高齢者・妊婦体験等を実施しながらも、介助方法や接し方等を学び、やさしいまちづくりの一端を担う人材を養成します。

また、講習受講者をはじめ、やさしいまちづくりに参加・協力くださる町民の方々には、その証として「川俣町やさしいまちづくりハンドブック」を交付します。

④町民参加イベントの展開

1人でも多くの町民がやさしいまちづくりに参加し、その内容を理解し協力できる体制づくりの一端として、体験イベントややさしいまちづくりフォーラムを開催します。

体験イベントでは、高齢者体験、妊婦体験、車いす試乗会などを通じて、やさしいまちづくりの必要性を肌で感じができる機会をつくります。また、やさしいまちづくりフォーラムでは、高齢者や障害者の方々の実体験や、やさしいまちづくり先進地で活躍なさっている方等の講演を伺い、川俣町のやさしいまちづくりについて再検討する機会をつくります。

開催運営には、やさしいまちづくり推進懇談会メンバーをはじめ、高齢者や障害者の方々や商工会や民間事業者の方々にも積極的に参加していただき、イベント開催運営を通して共に交流し、やさしいまちづくりを推進します。

開催については、継続的に実施されることが望ましく、既存の町内行事である「健康づくり大運動会」や「健康まつり」との同時開催等の方向性を検討します。

⑤やさしいまちづくりルールの作成と実践施設ステッカーの配布・普及

川俣町独自のやさしいまちづくり整備基準として「やさしいまちづくりルール」を定めます。これは施設の用途、面積に関係なく、不特定多数の人の出入がある全ての施設が守るべき最低限の約束事とします。

やさしいまちづくりルールとしては、最小限の方法で大きな成果を期待できる内容を検討し、やさしいまちづくり推進懇談会メンバーをはじめ、障害者や高齢者、商工会や民間事業者の方々に参加していただきながら具体化します。

また「やさしいまちづくりルール」実施後、やさしいまちづくりを実践している施設等については実践証(ステッカー)を配布し、福祉マップに掲載するなど町民に広くアピールします。